

「まん延防止」の指定区域及び「緊急事態宣言」の対象地域及び期間(令和3年5月17日現在)

○「まん延防止」の指定区域

5/31(月)まで

沖縄県 [那覇市, 浦添市, 宜野湾市, 沖縄市, うるま市, 糸満市, 豊見城市, 南城市, 名護市, 宮古島市, 北谷町, 西原町, 与那原町, 南風原町, 八重瀬町, 石垣市]

埼玉県 [さいたま市, 川口市, 川越市, 所沢市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 富士見市, ふじみ野市, 三芳町]

千葉県 [市川市, 浦安市, 習志野市, 八千代市, 鎌ヶ谷市, 船橋市, 柏市, 野田市, 松戸市, 流山市, 我孫子市, 千葉市]

神奈川県 [横浜市, 川崎市, 相模原市, 鎌倉市, 厚木市, 大和市, 海老名市, 座間市, 綾瀬市, 横須賀市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 逗子市, 三浦市, 伊勢原市, 葉山市, 寒川町]

岐阜県 [岐阜市, 大垣市, 多治見市, 関市, 中津川市, 羽島市, 美濃加茂市, 土岐市, 各務原市, 可児市, 瑞穂市, 本巣市, 岐南町, 笠松町, 養老町, 北方町]

三重県 [桑名市, いなべ市, 木曽岬町, 東員町, 四日市市, 菟野町, 朝日町, 川越町, 鈴鹿市, 亀山市, 伊賀市, 名張市]

愛媛県 [松山市]

6/13(日)まで

群馬県 [前橋市, 高崎市, 伊勢崎市, 太田市, 沼田氏, 渋川市, 藤岡市, 富岡市, 安中市, 玉村市]

石川県 [金沢市]

熊本県 [熊本市]

○「緊急事態宣言」の対象地域

5/31(月)まで

東京都, 愛知県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 福岡県, 北海道, 岡山県, 広島県

令和3年4月20日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長

野地 澄 晴

新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針の更新について(通知)

全国的な感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の追加及び緊急事態宣言の可能性もあることから、標記の基本方針を下記のとおり更新します。

感染拡大の要因となっている変異株は、若い世代での感染、重症化が非常に警戒されます。県をまたいだ移動にあっては下記の方針に従うとともに、基本的な感染対策も怠らないようにしてください。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 当面の間

1. イベント等(オンライン等の参集を必要としないものを除く。)の開催及び参加について

イベント等の開催及び参加に関しては、密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター(集団)感染発症リスクが高いため、感染防止策を徹底するとともに、全国的な移動を伴うものには特段の注意をはらうこと。

① 徳島大学主催のイベント等の開催について

可能な限りオンラインやオンデマンド配信での開催を推奨する。

参集して開催する場合は、屋内最大1,000人かつ収容率50%以内、屋外最大1,000人かつ人と人の十分な間隔（できれば2m）を確保することとする。

まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域(以下「指定区域等」という。)からの参加を含むイベント(打合せ等も含む。)は、中止又は自粛を求める。

やむを得ない事情でこれにより難いときは、必要理由及び感染拡大防止策等を記載した理由書(様式任意)を、事前に危機対策本部長(学長)宛に提出し、承認を得ることとする。(送付先:総務部総務課)

② 本学以外の主催イベント等への参加について

適切な感染対策が講じられていないイベントは、参加を控えること。

2. 海外渡航について

出張・研修による海外渡航は原則禁止とし、私事渡航については自粛を求める。

- ① 教職員 海外から帰国した場合は、就業禁止(14日間)とし、健康観察を行う。
- ② 学 生 海外から帰国した場合は、自宅待機(14日間)とし、健康観察を行う。

3. 国内の出張・研修及び私的旅行について

出張・研修及び私的旅行ともに、県をまたぐ移動をする場合には、訪問先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への旅行を見合わせる、など、感染リスクに応じた対策をしてください。

指定区域等への上出張・研修は原則として禁止する。また、指定区域等への**私的な旅行は自粛**を求める。

① 教職員

やむを得ない事情で対象地域等へ出張・研修しなければならない場合は、地域名、用務先、期間、理由(様式任意)を、事前に危機対策本部長(学長)宛に提出し、承認を得ることとする。また、指定区域等への私的な旅行については事前に届出(様式任意)を提出することとする。(送付先:総務部総務課)

指定区域等へ移動した場合は、健康確認期間として、**帰宅の翌日から起算して原則14日間の自宅待機**を求める。

教職員の自宅待機による健康確認期間(14日間)の考え方

健康確認期間中は原則として自宅待機とし、不要不急の外出を避け、検温等により健康管理を行う。また、体調に問題がなければ、以下の取り扱いとする。

① 教員

- ・自宅から遠隔授業を行うことを推奨する。
- ・学内に個室等の隔離スペースを確保できる場合は、当該スペースにおいて業務を行うことを可とする。ただし、その際は、他者との接触を必要最小限とし、メールや電話での連絡を基本とする。また、通勤の際も、自家用車・自転車・徒歩によることとし、可能な限り他者との接触を避ける。

② 教員以外の職員

- ・可能な範囲でテレワークを行う。
- ・学内に個室等の隔離スペースを確保できる場合は、当該スペースにおいて業務を行うこととする。ただし、その際は、他者との接触を必要最小限とし、メールや電話での連絡を基本とする。また、通勤の際も、自家用車・自転車・徒歩によることとし、可能な限り他者との接触を避ける。

② 学生

やむを得ず指定区域等へ移動した場合は、健康確認期間として、**再び徳島県内に戻った日の翌日から起算して14日間の自宅待機**を求める。

ただし、病院に勤務する教職員は、病院が定める対応に従ってください。また、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

※ 指定区域等に居住する教職員、学生も、当該区域と徳島県間の移動がある場合には、①、②により健康確認期間を確保するようお願いします

4. 授業等について

BCP「学生の教育・研究活動」に基づき、「令和3年度の授業実施・学生生活及び課外活動について」等の通知によってください。

5. 留意点

- ① 体調不良等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する就業措置フロー」によってください。発熱等のある場合は出勤しないでください。（自宅待機又は就業禁止（どちらも有給）となります。）
- ② 3つの密（密閉、密集、密接）を回避し、検温等による健康管理に努めてください。
- ③ 5人以上(家族以外)の会食及び歌唱を伴う飲食等については、自粛を求めます。
- ④ 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。
- ⑤ 自らの行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルスの感染者との接触の可能性について確認するアプリ等を積極的に活用してください。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
 - ・とくしまコロナお知らせシステム（徳島県）
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5038390/>
- ⑥ 本人又は同居する家族がPCR検査を受けることとなった場合は、速やかに下記まで連絡願います。

・教職員の連絡先

各部局総務担当係

・学生の連絡先

（常三島キャンパス）

総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科 学務係 088-656-7108

理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科 学務係 088-656-7315

生物資源産業学部・創成科学研究科 学務係 088-656-8021

（蔵本キャンパス）

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部 学生係 088-633-7982

医学部保健学科・保健科学教育部 学生係 088-633-7030

歯学部・口腔科学教育部 学務係 088-633-7310

薬学部・薬科学教育部 学務係 088-633-7247

6. その他

国内における発生状況は、以下のホームページを参照ください。

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

場面①飲食を伴う懇親会等，場面②大人数や長時間におよぶ飲食，場面③マスクなしでの会話

場面④狭い空間での共同生活，場面⑤居場所の切り替わり など

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）

業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等，クラスターのイメージ例 など

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

[この方針に関する問合せ先]

総務部総務課

TEL：088-656-7005（内線：新蔵 81-7005）

E-mail：soumukachou@tokushima-u.ac.jp